

日時：令和6年（2024年）3月5日（火） 14:00～15:00
場所：別海町本別海1番地の95 本別海生活改善センター

第22期第16回 根室海区漁業調整委員会 議事録

1 開会

2 開会挨拶

3 出席者人員報告

4 議事録署名委員の指名

5 議題

(1) 付議事項

議案第1号 特定水産資源(くろまぐろ、すけとうだら、するめいか)に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について(答申)

議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(答申)

議案第3号 まいわしたもすくい網漁業に係る委員会指示の発動について

議案第4号 定置漁業の免許申請について(答申)

(2) 報告事項

①秋さけ漁獲実績について

②くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

③漁業権漁業に係る資源管理の状況報告について

(3) その他

6 閉会

第22期第16回根室海区漁業調整委員会

- 1 開催日時 令和6年3月5日(火) 14:00~15:00
- 2 開催場所 別海町本別海1番地の95 本別海生活改善センター
- 3 出席委員 福原 正純 、 高橋 敏二 、 萬屋 昭洋 、 南出 利春 、
楠 浩 、 内藤 智明 、 相川 泰人 、 平井 敏雄 、
小倉 啓一 、 庄林 満 、 三戸 正己
- 4 欠席委員 大坂 鉄夫 、 竹本 勝哉
- 5 事務局 事務局長 松浦 謙二 、 主事 窪田 悠汰
- 6 臨席者 根室振興局 産業振興部
水産課長 菅原 敬展 、 漁業管理係長 中村 公彦 、 技師 松島 可奈枝

7 議題

(1) 付議事項

議案第1号 特定水産資源(くろまぐろ、すけとうだら、するめいか)に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について(答申)

議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(答申)

議案第3号 まいわしたもすくい網漁業に係る委員会指示の発動について

議案第4号 定置漁業の免許申請について(答申)

(2) 報告事項

①秋さけ漁獲実績について

②くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

③漁業権漁業に係る資源管理の状況報告について

(3) その他

8 会議の内容

- 事務局長 定刻になりましたので、ただいまから、第22期第16回根室海区漁業調整委員会を開会いたします。開会に当たり、福原会長から挨拶を申し上げます。
- 福原会長 第22期第16回根室海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。
各地区ともに、理事会や総会に向けた各種会合が予定されており、何かとご多忙な年度末となっている状況かと存じます。
その様な中、委員の皆様方、根室振興局水産課の菅原水産課長をはじめ、関係者の皆様方におかれましては、当委員会に、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。
さて、本日の議題でございますけれども、「特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等」、「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間」、「まいわしたもすくい網漁業に係る委員会指示の発動」、「定置漁業の免許申請」について、付議事項が4件、また、報告事項が3件となっております。
本日は、皆様方のご協力によりまして、審議がスムーズに進められますよう、お願いいたします。簡単ではございますけれども、開会の挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願い致します。
- 事務局長 次に、ご臨席頂いておりますご来賓の紹介ですが、会長からの紹介も頂いておりますので、お手元に配布しております配席図にて、ご紹介に変えさせていただきますと思います。
次に、本日の出席人員の報告でございますが、大坂委員、竹本委員が欠席され、11名の出席となっております。
- 福原会長 本日は、委員総数13名のうち11名の出席を頂いておりますので、委員会は成立しております。
次に、議事録署名委員についてでございますけれども、委員会規程の第7条によりまして、私の方から指名させていただきますと思います。
平井委員さんと小倉委員さんをお願いいたします。
それでは、ただいまから議事に入ります。
議案第1号「特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を上程します。
事務局から説明します。
- 事務局長 右上に議案第1号と記載された資料をご覧ください。
令和6年2月14日付けで、「特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」、知事から諮問がございました。
詳細な内容につきましては、振興局水産課の方から説明をお願いいたします。
- 中村係長 振興局水産課の中村です。それでは議案第1号「特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を説明します。座って説明させていただきます。
右上に議案第1号と書かれている資料が諮問文となっております。諮問文の内容ですが漁業法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量を定めるにあたり、同条第2項の規定に基づき、根室海区委員会の意見を聴くものとなっております。対象は令和6年4月から令和7年3月までを管理期間とする「くろまぐろ(小型魚)及び(大型魚)」、「すけとうだら各系群」、「するめいか」の3魚種となっております。
また、令和6管理年度の「くろまぐろ小型魚及び大型魚」、「すけとうだら太平洋、日本海北部、根室海峡系群」及び「するめいか」に関しましては、国の留保枠からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更の取扱いについて、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、併せて意見を聴くものとなっております。
まずは資料7ページ、資料1-1「令和6年のTACについて」をご覧ください。
これは、2月8日に開催された「水産政策審議会資源管理分科会」を経て国か

ら示された、スケトウダラ及びスルメイカの令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分に基づき、北海道に定められた数量の概要などを示したものです。

まず、すけとうだらですが、当海域に関係のある太平洋系群及び根室海峡系群のみを説明させていただきます。

すけとうだら太平洋系群ですが、MSYを達成する親魚量は22.8万トンのところ、2022年の平均親魚量は44.8万トンでMSYを上回る資源状態となっております。令和6管理年度のTACは、前年から6千トン増の17万6千トン、そのうち、大臣許可漁業への配分が9万9千8百トン、北海道には、69,100トンとなっております。

次に、根室海峡系群については、ロシア水域とのまたがり資源であることから、MSYは算定されておらず、資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量が算定されており、令和6管理年度のTACは1万5千トンで、全量が北海道漁獲可能量となっております。

次に、するめいかですが、冬季発生系群と秋季発生系群がありますが、TAC管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理が行われているところです。

冬季発生系群ですが、MSYを達成する親魚量は23万4千トンのところ、2022年の親魚量は5万6千トンで、限界管理基準値を下回る資源状況、また、秋季発生系群のMSYを達成する親魚量は32万9千トンのところ、2022年の親魚量は19万4千トンと目標管理基準値を下回る資源状態となっております。

するめいかは、令和4管理年度から3年間の漁獲量固定シナリオが採択されておりまして、令和6管理年度は前年度と同様に、両系群の合計値の79,200トンが、令和6年のTACとして設定されています。しかしながら、最新の資源評価において79,200トン全てを消化した場合、資源が絶滅してしまうリスクが出てきた一方で、漁獲量が直近の漁獲実績レベルであれば、資源は増加していく見込みであることから、令和6管理年度は引き続き我が国全体のTACは79,200トンとするものの、50,200トンは配分を留保し、大臣管理区分には21,000トン、北海道には2,400トンが配分されることとなっております。

なお、クロマグロについては別途ご説明させていただきます。

次に、資源ごとの道内配分の考え方について説明いたします。

まずは10ページ目資料2-1すけとうだらをご覧ください。

「太平洋系群」、「根室海峡」は、国から示された数量を配分し、根室海峡は管理区分が一つですので、1万5千トン全量をすけとうだら漁業へと配分します。

「太平洋系群」は、知事許可漁業である「すけとうだら固定式刺し網漁業」及び「すけとうだらはえ縄漁業」に数量配分し、待網漁法である定置網漁業などの「その他漁業」については、現行水準としております。

また、「太平洋系群」における「道南太平洋海域」と「道東太平洋海域」への配分及び道東太平洋海域における「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分については、「直近3カ年の平均採捕数量の比率」と「前年のTACの配分比率」を1:1で案分した比率により配分し、その結果、道南太平洋全体が8百トン増の64,700トン、道東太平洋のすけとうだら漁業が200トン減の2,100トンとしております。

次に、13ページ目資料1-3するめいかをご覧ください。

するめいかは、令和4管理年度から、数量明示による管理へと移行しましたが、引き続き、海域や漁業種類によって管理区分を分けず総量管理とし、2,400トン全量を北海道するめいかを採捕する漁業に配分することとします。

なお、昨年度に現行水準から数量明示となった経緯や、漁獲が積み上がった際の国の留保からの自動配分等については、資料1-7に詳細を記載しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

なお、速やかな留保枠からの配分の仕組みとして、一定の漁獲量の積み上がりにより予め定めた計算方法により自動的に都道府県へ配分されるルール（いわゆる75%ルール）が規定され、令和6管理年度も引き続き運用可能となっており、50,200トンの留保枠から随時追加配分を受けることができることから、定置等の操業に支障は生じないものと考えております。

続きまして、くろまぐろについて資料1-4をご覧ください。

くろまぐろについては、令和4管理年度に、これまでのTACを遵守することを重視した管理から、TACを有効利用する管理へと見直しを行い、令和3管理年度までは詳細に分けていた管理区分を、小型魚、大型魚それぞれで一つの管理区分による総量管理とし、法に基づく認定協定において海域別の管理を行う体制としております。

詳細な経緯と内容は資料1-6に記載しているので後ほどお目通しいただけ

中村係長

ばと思います。

このため、令和6管理年度におけるTACは、国から示された北海道漁獲可能量それぞれ全量を「くろまぐろを採捕する漁業」に配分することとしておりますが、小型魚については、過去の超過分の差し引きが終了したことにより、113トンが配分されております。また、大型魚は320.7トンが配分されています。

今後、令和5管理年度の繰越数量が確定し、4月下旬以降に国の留保からの追加配分がある見込みとなっております。

次のページ資料1-5として「令和5年と令和6年の配分量の比較について」を添付しておりますので参考としてください。

また、参考資料として水産政策審議会で説明された資源評価結果と当初配分案に係る資料を添付しておりますので、必要に応じてお目通し願います。

最後に、資料が戻りますが、資料5ページ目、別紙2「国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について」をご覧ください。漁獲可能量の変更につきましては、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされており、これまで、くろまぐろ、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだら根室海峡及びするめいかの漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないよう配分の迅速性を確保するため、予め行政庁の恣意性のない機械的な配分手法を定め、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところです。

2の令和6管理年度の取扱いをご覧ください。

(1) くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に係る国からの追加配分及び融通については、全量をくろまぐろ漁業から加除することとする。(2) すけとうだら太平洋系群の大量来遊ルールに係る追加配分に関しては、全量を北海道すけとうだら道南太平洋漁業に配分することとする。(3) すけとうだら日本海系群の繰越しに係る漁獲可能量の追加配分に関しては、全量を北海道すけとうだら日本海漁業に配分することとする。(4) すけとうだら太平洋系群及びすけとうだら日本海北部系群に係る融通に伴う配分数量の変更については、全量を北海道の留保枠とする。(5) すけとうだら根室海峡に係る期中改定に伴う配分数量の変更については、全量を北海道すけとうだら根室海峡漁業に配分することとする。(6) するめいかに係る国の留保からの追加配分及び融通については、全量を北海道するめいかを採捕する漁業から加除することとする。これら、いずれも北海道資源管理方針別紙の規定に基づく、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため、関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。

長くなりましたが、以上で諮問内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

福原会長

ただ今、議案第1号につきまして、説明がございましたが、これにつきまして、皆さんの方から何か、ご質問等はございませんでしょうか。

庄林委員

くろまぐろの今年の配分については昨年度から比べると若干しか増えないのか。我々獲る方からすると、近年くろまぐろの来遊が増加しているから、出来れば少しずつ配分を増やしてもらいたい。ほんとに若干しかないなら我々は若干しか獲れないという形にはなっているが、この配分枠がこれからどんどん増えていくという形にはならないのだろうか、北海道として。

菅原水産課長

基本的な数量自体が国際協定に基づいて割り当てられた後に、国内で配分するという形になっているので、なかなかすぐに増えるというのは、今のところは難しいかなという状況ですね。

庄林委員

近年くろまぐろの来遊が増えてきて、その分、秋さけが減ってきている格好だから、その代替として少しでも漁獲したいという思いがある。その中でTACが決められているからそれ以上の物は揚げることは出来ないという現状で、国際的なことは分かるが、どうにか少しでも枠を増やして欲しい。

高橋副会長

まぐろの来遊が増えてから今まで捕れてた他の魚種の漁獲がまぐろに押されてるような気がする。秋あじは特に影響あるのではないかと思うくらいにまぐろが増えてきているという話が聞こえている。この辺、どういう風に調整してもらえるのかと思っている。ふ化事業をやっている者からするとせっかく放流して

高橋副会長 　も、帰ってこない理由がまぐろによるものならば、何か考えなければならない。
今ここで答えが出るような内容では無いことは理解しているけれども、しかし、函館の例があるように、小型魚は大型魚に追われるということは分かっているの
で心配。

小倉委員 　道内の配分についてはどうなっているのか。

菅原水産課長 　道内の配分については、北海道の TAC の配分委員会で決定することになるの
ですが、それが3月6日の委員会で決定するという事になっています。

小倉委員 　前回あったような、留保枠の配分というものはあるのか。

菅原水産課長 　昨年もそうなんですけど、北海道で各地区に配分するが、その時にオホーツク
と根室の地区ということで配分されているので、その分の余剰ということで昨年
ももらっているという状況。

小倉委員 　その時期というのは、昨年と同じような時期になるのか。

菅原水産課長 　同じ時期になる。

平井委員 　釧路沖のまき網でいわしと一緒にまぐろを混獲しているのが、TAC 的にどう
いう枠で獲っているのかってことを聞いたが、太平洋の北部資源でやっているから
釧路沖で獲っても問題ないことをたしか黒萩さんから聞いた（※意見交換中
には、まき網に割り当てられた数量で獲っている旨も話をしている）。北海道で
獲れるマグロの枠はものはそんな物（数量）じゃないんでないか。

福原会長 　今の話題は意見として聞いておきます。
他に何かございませんか。
いろいろご意見ございましたが、議案第1号につきましては、その内容につい
て適正であると認め、知事に答申したいと思いますが、よろしいですか。

（異議無しの声）

福原会長 　それでは、そのように決定いたします。
続きまして、議案第2号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき
期間について」を上程します。
事務局から説明します。

事務局長 　説明いたします。右上に議案第2号と記載された資料をご覧ください。
令和6年1月26日付け及び7ページ目の2月19日付け文書により、水産林務部
漁業管理課所管の内容について、36ページ目の令和6年2月19日付け文書によ
り、根室振興局水産課所管の内容について、知事から諮問がございました。
詳細な内容につきましては、振興局水産課からの説明をお願いいたします。

松島技師 　それでは私の方から説明させていただきます。座って説明させていただきます。
本議案につきましては、漁業法第58条において読みかえて準用する同法第42条
において、知事許可漁業の新規の許可を実施するにあたり、制限措置の内容、申
請すべき期間、許可等の基準の3つにつきまして海区委員会へ意見を聞くことと
されておりますことから、諮問するものであります。今回諮問します漁業につ
きましては、かにかご漁業（はなさきがに）（根室振興局管内沖合海域）、いる
か突棒漁業（北海道沖合海域、道内者）、いか釣り漁業（北海道沖合海域、道外
者）、さんま棒受網漁業（えりも以東太平洋海域、道外者）、小型機船底びき網
漁業（打瀬漁業）（えび）、たこ漁業（かご）の計6つとなっております。
それでは資料の方に沿って説明させていただきます。
議案第2号の1ページ目をご覧ください。令和6年1月26日付け漁管第2251
号、かにかご漁業（はなさきがに）（根室振興局管内沖合海域）の諮問文となっ
ております。2ページ目の制限措置の公示案をご覧ください。制限措置の内
容につきましては、前回の公示内容から変更はございません。申請すべき期間
につきましては、令和6年4月22日から同年5月21日までの30日間としておりま
す。

松島技師

その他、3ページ目から6ページ目は、参考資料としまして、当該漁業の許可等に関する制限措置等の取扱いとなっておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

続いて7ページ目をご覧ください。令和6年2月19日付け漁管第2414号、いか突棒漁業（北海道沖合海域、道内者）、いか釣り漁業（北海道沖合海域、道外者）、さんま棒受網漁業（えりも以東太平洋海域、道外者）の諮問文となっております。ページをめくっていただきまして、10ページ目があるか突棒漁業（北海道沖合海域、道内者）の公示案となっております。制限措置の内容につきましては、前回公示した際の内容から変更なく、許可又は起業の認可をすべき申請期間につきましては、令和6年6月3日から同年7月2日までの31日間としております。ページをめくっていただきまして、11ページ目から16ページ目がいか釣り漁業（北海道沖合海域、道外者）の公示案となっております。制限措置の内容につきましては、前回公示した際の内容から許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を見直しており、前回公示時の総隻数346隻から16隻減の330隻としております。許可又は起業の認可をすべき申請期間につきましては、後ほどお目とおしいただければと思います。

次に17ページ目がさんま棒受網漁業（えりも以東太平洋海域、道外者）の公示案となっております。制限措置の内容につきましては、前回公示した際の内容から許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を見直しており、前回公示時の総隻数5隻から1隻減の4隻としております。申請すべき期間につきましては、令和6年5月13日から同年6月12日までの31日間としております。18ページ目から21ページ目までは前回公示した際の内容から変更になっている箇所をまとめておりますので、後ほどご覧ください。22ページ目から35ページ目までは、各漁業の制限措置等の取扱い、許可等の基準、資源管理等の状況報告書を添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

続いて36ページ目をご覧ください。令和6年2月19日付け根水産第2168号、小型機船底びき網漁業（打瀬漁業）（えび）及びたこ漁業（かご）の諮問文となっております。ページをめくりまして37ページ目、小型機船底びき網漁業（打瀬漁業）（えび）の制限措置等の公示案をご覧ください。制限措置の内容につきましては、前回の公示時の内容から変更はなく、申請すべき期間につきましては、年度の変更のみとなっております。

最後に38ページ目をご覧ください。当該漁業につきましては、有効期間が3年の許可となっており、今回、従前の許可の有効期間満了に伴い、新規の許可を実施するにあたり、制限措置の内容、申請すべき期間を諮問するものとなっております。制限措置の内容につきましては、前回の公示内容から変更ございませんので後ほどお目通しいただければと思います。申請すべき期間につきましては、令和6年5月1日から同年5月31日までの31日間としております。

私からの説明は以上になります。

福原会長

ただ今、議案第2号について説明がございました。質疑に入りたいと思います。

皆さんのほうから、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

（ありませんの声）

福原会長

それでは、議案第2号については、その内容について適正であると認め、知事に答申したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（異議なしの声）

福原会長

それでは、そのように決定いたします。

続きまして、議案第3号「根室海区漁業調整委員会指示の発動について」を上程いたします。事務局から説明します。

事務局長

右上に議案第3号と記載された資料をご覧ください。

令和6年2月26日付け漁管第2453号により、昨年に引き続き、北海道水産林務部長から、根室管内太平洋沖合海域における「まいわしたもすくい網漁業に係る委員会指示」について、発動要請がございました。

昨年との変更点につきましては、2ページ目に有るとおりでして、年次の変更と7番目の「制限又は条件」の表現を知事許可と同様に「条件」に修正した他は

事務局長

前年と同じ内容です。(※新旧対照表の期間間違いも説明する)

また、当委員会で追加している20ページ目にある補足事項ですが、地域の協議会要望を受けた取扱いでございまして、今回も適用していく内容で資料を作成しております。今回、新旧対照表として資料を作っておりますが、記書きの①から⑤の条件のうち、①と④について修正しております。元々あった「サバ類マイワシを目的とした火光を利用する敷き網試験操業」は「道東太平洋沿岸域におけるマイワシを目的とした火光を利用する敷き網試験操業」の実施要領の中に整理されたことに伴って表現の修正を行っております。

なお、表現の修正はしておりますが、さけます流し網漁業の代替漁業として行われたサバ類・マイワシ試験操業の方々に対する取扱いだ、という意味では、従前と同様、変更はないということをお含みいただければと思います。

参考までに、令和5年の承認・操業状況ですが、57件の承認、14件の実績、全体で約1,100トン、金額は約1億2千7百万円でした。

説明は、以上です。

福原会長

ただ今、議案第3号について説明しましたが、この件について質疑に入りたいと思います。

皆さんの方から、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

小倉委員

これ、最後の部分は、今までサバイワシでやっていたものをイワシのみにしたと言うことだね。中身については何も変わっていないということか。

中村係長

そうです。要領が一つに纏まったと、それだけの話です。

福原会長

そのほか、何かございませんか。

(ありませんの声)

福原会長

それでは、議案第3号につきましては、案のとおり委員会指示を発動することに決定してよろしいですか。

(異議無しの声)

福原会長

それでは、そのようにいたします。

続きまして議案第4号「定置漁業の免許申請について」を上程します。事務局から説明します。

事務局長

右上に議案第4号と記載された資料をご覧ください。

令和6年2月28日付けで、定置漁業に係る免許申請について、知事から諮問がございました。

この度の諮問に至った経過ですが、昨年12月15日開催の第15回委員会において諮問答申を行いました免許申請の内、標さけ定第5号、根さけ定第21号及び根さけ定第23号につきまして、諮問答申後に共同経営者の一部の方がご逝去されたことから、それぞれの申請者から免許申請の修正等に係る届出書の提出があつて、一端免許事務を保留した上で申請内容の修正を行ったので、この度改めて委員会に諮問するという運びとなっております。

また、諮問・答申の進め方につきましては、第15回委員会と同じ方向性ですが、改めてご説明してまいります。

別紙最後に添付の漁業法抜粋を参照しながらお聞きください。

この度は、漁業法第69条第1項の規定による定置漁業に係る免許申請があつたことから、同法第70条の規定により海区委員会の意見を聴くものです。

法第71条第1項第1号から第4号には、知事が免許をしない場合が規定されており、諮問のあつた案件について、これに該当する旨の意見を知事に述べようとするときは、同条第5項の規定により、申請者に対して公開による意見の聴取を行ったうえでこの旨の意見を述べることとなります。

第71条第1項第1号は、申請者が第72条に規定する適格性を有する者でない場合と規定されています。

第72条第1項第1号から第4号には、漁業権者が自ら漁業を営む「個別漁業権」の適格性が規定されており、定置漁業権はこれに該当します。

第1号は、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守するこ

事務局長

とが見込まれない者であること、第2号は、暴力団員等であること、第3号は、法人であって役員又は漁業法施行令で定める使用人のうちに第1号又は第2号のいずれかに該当する者があるものであること、第4号は、暴力団員等が事業活動を支配する者であること、となっており、このいずれかに該当する場合は適格性を有しない者となります。

免許をしない場合の第71条に戻りまして、第71条第1項第2号は、知事が公示した海区漁場計画の内容と異なる申請があった場合、第3号は、同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある場合、第4号は、免許を受けようとする漁場の水面が他人の占有に係る場合で、占有者の同意がない場合と、規定されております。

海区委員会では、申請者が漁業法第72条第1項第1号から4号のいずれかに該当し、「適格性を有しない者」に該当するか否か、第71条第1項の「免許をしない場合」に該当するか否か、漁場番号毎に申請1件ずつ、ご審議いただくこととなります。

最後に、漁業権の免許申請に係る審議につきましては、漁業法第146条の規定により、「海区漁業調整委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくは、その配偶者に関する事件については、議事に参与することができない」とことされております。

これは、審議の中立性が確保されていないとの疑義が生じることのないよう、適切な委員会運営に努める必要があるためであり、漁業法第146条の規定に該当する委員にあつては、当該議事に委員として出席することが出来ませんので、ご了承ください。

なお、第146条ただし書きでは、委員会の承認があつた場合には、決定に加わることは出来ませんが、参考人として出席し、説明等のために発言することは出来ます。

また、委員外の立場として当該議事を傍聴することは、認められておりますことを申し添えます。

説明は以上です。

福原会長

ただいま、事務局から根拠法令の説明がありました。この中の漁業法第146条に該当する委員については、根さけ定第23号の小倉委員が該当いたします。

小倉委員につきましては、該当する議事に参与することが出来ませんので、ご了承ください。

なお、漁業法146条ただし書きに基づき、該当する議事の審議になりましたら、委員外という立場で、その場で傍聴していただくこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(ありませんの声)

福原会長

それでは、そのように致します。

次に、適格正等の審査方法について、事務局より説明させます。

事務局長

それでは、お手元にお配りの資料、2ページ目の定置漁業免許申請一覧表と3ページ目以降の適格性審査票について説明させていただきます。

定置漁業免許申請一覧表は、漁場番号毎に、申請者の住所氏名、共同申請なのか単独申請なのかを表示した申請態様、申請者毎の添付書類、申請の受付日、備考には申請内容修正の申し出があつた日、その下の囲みについては、北海道の審査状況でして、いずれの申請も、申請の内容に不備がなく、適切に申請されているとともに、申請書類等からは、いずれの申請も法第71条第1項各号の「免許をしない場合」には該当しないと考えられておる、とのこと。その下の囲みが、この度の委員会諮問に関するチェック箇所ですが、3ページ目以降の適格性審査票によって、進めていきたいと思ひます。

4ページ目をご覧ください。この審査票の方で、漁場番号毎に申請者全員の住所・氏名が記載されております。氏名の右欄には、「漁業法第71条第1項の免許をしない場合」の該当の有無について、その隣には、「漁業法第72条第1項の免許についての適格性」の該当の有無について、チェックする票となっております。免許の適格性及び免許をしない場合につきましては、先ほどの説明と重複しますので、省略させていただきます。

なお、審議にあたりましては、申請者が免許の適格性を有しない場合や免許をしない場合、つまり、申請が適当では無いと判断された場合には「該当する」と、

この申請でよろしいと判断された場合は「該当しない」と発言いただきたいと思
いますので、よろしく願いいたします。
説明は以上です。

福原会長

それでは、申請者の適格性等の審議に入ります。
審議にあたり、事務局から漁場毎に申請者の説明がありますので、先ほど説明
があったとおり、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項
の「免許の適格性を有しない者」について、申請者が「該当する」又は「該当し
ない」をハッキリとご発言をお願いします。
それでは事務局から説明させます。

事務局長

それでは、個別の中身に入っていこうと思います。
審査票の4ページ目をご覧ください。
標津地区関係では、標さけ定第5号は南達哉（みなみたつや）ほか3名ですが、
梅木勝美（うめきかつみ）さんの死亡に伴い、長男の梅木雄介（うめきゆうすけ）
さんが加入して、黒いマーカースのとおりの修正申請となっております。
歯舞地区関係では、5ページ目の根さけ定第21号は経塚正（きょうづかただし）
ほか41名ですが、中段下の方にある黒マーカースの箇所、加藤萬年（かとうかず
とし）さんの死亡に伴い、次男の加藤裕和（かとうひろかず）さんが加入しての
修正申請となっております。
同じく、歯舞地区関係の根さけ定第23号は小倉啓一（おぐらけいいち）ほか81
名ですが、7ページ目の上の方の黒マーカースの箇所で、板澤利子（いたざわとし
こ）さんの死亡に伴い、長女の佐藤みのり（さとうみのり）さんが加入しての修
正申請と、同じく7ページ目下の方の黒マーカースですが、坂口友一（さかぐちと
もかず）さんの死亡に伴い、妻の坂口和子（さかぐちかずこ）さんが加入しての
修正申請となっております。
なお、他の共同申請者につきましては、前回申請と変わりなく、資料記載のと
おりですので、お目通しのほどよろしく願いいたします。
説明は、以上です。

福原会長

ただいま説明のあった、標さけ定第5号、根さけ定第21号及び根さけ定第23号
の各申請者については、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条
第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。

(該当しませんの声)

福原会長

それでは、各申請者については、漁業法第72条第1項に規定する適格性を有し、
法第71条第1項に規定する免許をしない場合に該当しない旨を北海道知事に答申
することと決定いたします。
以上で、付議事項を終了いたします。
続きまして、報告事項について、事務局から説明します。

事務局長

報告事項1「秋さけ漁獲実績」として、12月の委員会では11月末の速報値とし
てご報告しておりましたが、1月末現在の実績として整理しましたので参考とし
て情報共有します。
報告事項2「くろまぐろに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量
の変更」として、被災県である石川県への譲渡と、融通に対応してくれた京都府
との数字整理を行った融通ルールに基づく変更ということで、この度の事後報告
となったものです。数字については資料ご確認のほどよろしく願いいたしま
す。
報告事項3「漁業権漁業に係る資源管理の状況等の報告」として、例年、各免
許人から知事へ報告されている「資源管理の状況等の報告」について、各漁業権
の「資源管理等の取組状況」、「漁場の活用状況」を確認され、漁業法第90条第
2項規定に基づき、当委員会に報告があったものです。
1ページ目から10ページ目までが、令和4年1月1日から同年12月31日の期間
の共同漁業権に関する内容で、対象件数34件全てについて、適切に資源管理等に
取り組まれていると認められ、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められ
る、との報告です。
11ページ目から13ページ目までが、令和4年暦年の期間の区画漁業権に関する
内容です。

事務局長

対象件数32件の内、12ページ目にあります別海区第1号につきましては、行使実績が無く、漁場の活用状況は適切かつ有効と認められないとの判断がされておりますが、昨年の切替で漁場計画は樹立しておらず、現在は免許の実態がないことから、漁業法第91条第1項の指導を行うことはないという状況です。

なお、他の31件については、適切に資源管理等に取り組まれていると認められ、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められるとの報告です。

続きまして、14ページ目から15ページ目までが、令和5年9月1日から同年9月17日の期間の羅臼地区さけます定置に関する内容で、対象件数14件全てについて、適切に資源管理等に取り組まれていると認められ、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められるとの報告です。

この、適切かつ有効に漁場が活用されていると「認められる」あるいは、「認められない」の判断は、資料16ページ目に関係法を抜粋しておりますが、漁業法第91条第1項第1号の「漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき」又は、同条同項第2号の「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき」に掛かっており、これらに該当しない場合には、適切かつ有効と認められると判断されることとなります。

仮に「認められない」となった場合は、第91条第1項に基づき、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずるよう、知事から漁業権者に指導することとなりますが、指導等をしようとする場合には委員会に意見を聴くこととなっております。

今回の報告分全てについては指導等を行う予定はありませんので、指導等をしようとする場合の委員会への諮問は予定ありません。

なお、この度の共同・区画漁業権の各漁業権の行使状況を確認された中では、行使されていない魚種及び漁業のある漁業権が散見された、とのことですが、対象魚種の資源状況が悪く資源保護のため休業しているなどの合理的な理由が確認されたので、そのような漁業権は適切かつ有効に漁場が活用されていると認められると判断しているとのことです。

以上で報告事項の説明を終わります。

福原会長

ただ今、報告事項について、事務局から説明しましたが、皆さんの方から何か質問等ございますか。

(ありませんの声)

福原会長

以上で、報告事項を終了いたします。
続きまして、「その他」について何かございますか。

事務局長

事務局からの事務連絡としましては、だいぶ気の早い話ですが、次回委員会の件ですが、6月中旬に第17回委員会を予定しております。

その間に突発的な案件があるかもしれませんが、時期になりましたら、あらためて日程調整させていただきますので、ご協力方よろしく願いいたします。
事務局からは以上です。

福原会長

そのほか、全体を通しまして、何かございますか。

(ありませんの声)

福原会長

無いようでございますので、以上をもちまして、第22期第16回の委員会を閉じたいと思います。

本日は、長時間に及ぶ審議でございました。
誠にありがとうございました。

(15:00終了)